

藤 児 号 外
令和4年6月28日

関 係 各 位

藤枝市 児童課長

新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）に係る保育料還付事由の縮小について

日頃より、新型コロナウイルスの感染防止対策はもとより、本市の児童福祉行政に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

また、各施設におかれましては、感染防止対策をはじめ、濃厚接触者の特定や保護者様の対応等、御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年1月から感染力が強い新たな変異株（オミクロン株）による感染者や濃厚接触者が急増しており、保育料の還付対象を拡大しておりました。

現在は、静岡県の新型コロナウイルスの感染状況や医療ひっ迫状況等は国評価レベル1であり、本市の感染者数も6月に入り減少していることから、下記のとおり従来の保育料還付事由に戻すことといたしました。

各施設におかれましては、保護者様へ周知していただくとともに、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

記

1 還付事由縮小後の保育料の還付事由（従来の還付事由）

- (1) 園児が陽性者または濃厚接触者に特定された場合
- (2) 陽性者が発生し、消毒に要する期間の休園・学級閉鎖

2 還付事由拡大終了日

令和4年6月30日

※7月1日から上記事由により欠席した場合に保育料の還付対象となります。

3 その他

4月から6月分の保育料の還付は後日、児童課より各施設へご連絡します。

| |
|------------------------------------|
| 担当 子ども未来応援局 児童課 054-643-3325 |
|------------------------------------|